回答送付先　torihiki@jisa.or.jp

自主点検の回答様式

（留意事項）

○事業所管省庁に報告する際、事業者名は匿名化しますので、現況を正確に把握する観点から、率直に回答してください。

○令和４年度の取引条件、価格交渉等について回答してください。

１．取引先事業者との価格転嫁状況の認識

|  |
| --- |
| 問１　貴社は、発注者の立場において、取引先事業者（発注先）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。 |

[ ] 　概ね転嫁を受け入れている。　　 （目安：80％～100％）

[ ] 　一部転嫁を受け入れている。　　 （目安：40％～79％）

[ ] 　ほとんど転嫁を受け入れていない。（目安：０％～39％）

|  |
| --- |
| 問２　貴社は、毎年９月と３月の価格交渉促進月間のタイミングで、取引先事業者（発注先）からの価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じるようにしていますか。 |

[ ] 　はい

[ ] 　いいえ

[ ] 　９月や３月以外のタイミングで、少なくとも年1回、定期的に価格交渉に応じている

|  |
| --- |
| 問３　貴社は、受注者の立場において、取引先事業者（発注元）との取引価格について、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁ができていますか。 |

[ ] 　概ね転嫁できている。　　 （目安：80％～100％）

[ ] 　一部転嫁できている。　　 （目安：40％～79％）

[ ] 　ほとんど転嫁できていない。（目安：０％～39％）

２．問題につながるおそれのある行為

|  |
| --- |
| 問４－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか（価格の交渉の場を設けなかった場合も含みます。）。 |

[ ] 　明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。

[ ] 　明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。

|  |
| --- |
| 問４－２　問４－１において「明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

[ ] 　過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在、コスト上昇分の取引価格の反映の必要性について明示的に協議している。

[ ] 　過去に取引価格を据え置いたことがあるものの、現在は取引価格を据え置いていない。

[ ] 　現在も取引価格を据え置いているが、今後、速やかにコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定である。

[ ] 　現在も取引価格を据え置いているものの、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的に協議する予定はない。

|  |
| --- |
| 問５－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを取引先事業者から求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことはありますか。 |

[ ] 　価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある。

[ ] 　価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことはない。

|  |
| --- |
| 問５－２　問５－１において「価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで取引先事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格で据え置いたことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

[ ] 　現在、文書や電子メールなどで理由を回答することとしている。

[ ] 　今後、速やかに文書や電子メールなどで理由を回答する予定である。

[ ] 　文書や電子メールなどで理由を回答する予定はない。

|  |
| --- |
| 問６－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかったことはありますか。 |

[ ] 　支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある。

[ ] 　支払期日までに下請代金を支払わなかったことはない。

|  |
| --- |
| 問６－２　問６－１において「支払期日までに下請代金を支払わなかったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

[ ] 　現在、支払期日内に支払っている。

[ ] 　支払期日までの支払はできていない。

|  |
| --- |
| 問７－１　労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇によってコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払ったことはありますか。 |

[ ] 　下請代金を減じて支払ったことがある。

[ ] 　下請代金を減じて支払ったことはない。

|  |
| --- |
| 問７－２　問７－１において「下請代金を減じて支払ったことがある」に該当した場合、その後の状況を回答してください。 |

[ ] 　現在は支払代金を減じていない。

[ ] 　現在もコストが増加しているため、支払代金を減じている。

３．法遵守に向けた社内管理体制

|  |
| --- |
| 問８　「買いたたき」、「減額」又は「支払遅延」に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。 |

[ ] 　独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルを整備している。

[ ] 　独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修を実施している。

[ ] 　管理体制を構築していない。

|  |
| --- |
| 問９　パートナーシップ構築宣言について、以下のうち、どのような対応をしていますか。 |

[ ] 　宣言済みであり、取引先に周知済みである。

[ ] 　宣言済みであるが、取引先に周知していない。

[ ] 　宣言していないが、宣言することを検討中である。

[ ] 　宣言しておらず、宣言することも検討していない。

[ ] 　そもそも知らなかった。

参考１：下請法上問題につながるおそれのある事例

※「価格転嫁に係る業種分析報告書」（令和４年５月31日）

＜買いたたき＞

|  |  |
| --- | --- |
| 金属製品製造業 | 家具等に用いる金属部品の加工を下請事業者に委託している金属製品製造会社は、最低賃金が引き上げられたことを理由に下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、自社のコスト上昇につながることは受け入れられないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。 |
| 生産用機械器具製造業 | 複合機の附属品の製造を下請事業者に委託している製造会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により下請事業者への発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。 |
| 輸送用機械器具製造業 | 輸送機械の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、下請事業者から、鋼材の仕入価格が高騰したことを理由に単価の引上げを求められたにもかかわらず、顧客が認めない限り、値上げ要請には応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。 |
| 輸送用機械器具製造業 | 船舶部材の加工を下請事業者に委託している船舶製造会社は、自社の基準で各工程別に設定した単価のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めていた。 |
| 電気機械器具製造業 | 電子機器に内蔵する機器の製造を下請事業者に委託している電気機械器具製造会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮による下請事業者のコスト増加を考慮せず、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。 |
| 印刷・同関連業 | 印刷物の製造を下請事業者に委託している印刷会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮に伴う下請事業者のコスト増を考慮する必要がないと決めつけて、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。 |
| ゴム製品製造業 | 押出成型品の製造を下請事業者に委託している製造会社は、下請事業者から原材料価格等が高騰したため単価の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。 |
| 機械器具卸売業 | 業務用エレベーターに使用する部品の製造及び修理を下請事業者に委託している機械器具卸売会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に納期の短縮を求めたが、製造期間は十分に確保されていると決めつけて、下請事業者に発生する費用の増加を考慮せずに、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに下請代金の額を据え置いていた。また、同社は、量産時の大量発注の終了後に、少量のみ個別に発注を行ったが、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。 |
| 道路貨物運送業 | 鋼材等の運送を下請事業者に委託している運送会社は、下請事業者から燃料価格が上昇したため、上昇分の取引価格への反映を求められたにもかかわらず、運送料金は荷主との間で既に決まっており、荷主の業界の景気が悪い状況で下請事業者に利益を還元することは困難であるとして、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。 |
| 情報サービス業 | システム開発やカスタマーサポート業務を個人事業者等の下請事業者に委託しているインターネットサービス運営会社は、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して、下請代金の算定方法を他の下請事業者と異なる扱いとし、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めていた。 |
| 技術サービス業 | 行政機関から請け負った土地区画整理事業を遂行する際の各種関連業務を下請事業者に委託している調査・測量サービス会社は、下請事業者から、人件費の上昇を理由に対価の引上げを求められたにもかかわらず、行政機関の定めた単価表のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めていた。 |
| 自動車整備業 | 車両の修理・運搬業務を下請事業者に委託している自動車整備会社は、燃料価格が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。 |
| 総合工事業 | 水質調査、測量業務等を下請事業者に委託している建築会社は、資材価格及び人件費が大幅に上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、合理的な理由は述べず、顧客が予算単価を見直さない限りは応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。 |
| 不動産取引業 | オフィスの清掃、移転業務等を下請事業者に委託している不動産サービス会社は、下請事業者からコスト上昇を理由に下請代金の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。 |

＜減額＞

|  |  |
| --- | --- |
| 金属製品製造業 | 自動車部品の製造を下請事業者に委託している金属製品製造会社は、下請事業者への発注単価の改定の際、旧単価が適用される発注分についても新単価を遡って適用したことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| 生産用機械器具製造業 | プラスチックの押出成形機器の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、顧客から交付された手形を金融機関で現金化する際に発生する割引料を下請事業者に負担させる目的で、「割引料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金を減じていた。 |
| 印刷・同関連業 | 印刷及び印刷物の加工を下請事業者に委託している印刷会社は、下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| 輸送用機械器具製造業 | 自動車部品の金属加工を下請事業者に委託している自動車部品メーカーは、支払代金を算出する際に、加工単価と数量を乗じて得た額の端数を切り捨てることにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 段ボール及び美粧ケースの加工を下請事業者に委託している加工紙製造会社は、現金振込によって下請代金を支払っている下請事業者に対し、自社が実際に負担した振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| なめし革・同製品・毛皮製造業 | 靴の製造を下請事業者に委託している靴メーカーは、下請代金のうち一部を現金払とする見返りとして、下請代金から一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| 総合工事業 | 建物の石綿分析結果報告書の作成を下請事業者に委託しているリフォーム事業会社は、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| 総合工事業 | 設計図面に掲載するイラストの作成を下請事業者に委託している建設会社は、下請事業者への振込手数料について、実費を超える金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| その他の卸売業 | 家具の製造を下請事業者に委託している家具販売会社は、一定額を超える下請代金の支払につき手形を交付しているが、下請事業者と書面で合意することなく、手形を下請事業者に郵送する際の費用を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| 技術サービス業 | 測量図の作成を個人事業者等の下請事業者に委託している建設コンサルタント会社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。 |
| 情報サービス業 | ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているソフトウェア受託開発会社は、下請事業者に発注内容を追加し、追加作業に伴う人件費の増加費用を考慮した下請代金を定めていたにもかかわらず、支払うべき下請代金の額から当該増加相当額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |
| 娯楽業 | プロスポーツ関連グッズの製造を下請事業者に委託している娯楽興行会社は、支払代金を算出する際に、製造単価と数量を乗じた額から円未満の端数を切り捨てた上で合算することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 |

＜支払遅延＞

|  |  |
| --- | --- |
| 生産用機械器具製造業 | 建設機械及びはん用製品の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、一定額を超える下請代金の支払について、手形を下請事業者に交付しているところ、支払期日を経過して手形を郵送していたため、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 金属製品製造業 | 設計図の作成を個人事業者の下請事業者に委託している内装工事会社は、「毎月末日納品締切、翌々月１日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。また、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。さらには、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| はん用機械器具製造業 | 自動車メーカー向けの油圧機器等の製品、半製品、部品又はこれらの製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託している製造会社は、下請事業者に製造を委託した金型を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 印刷・同関連業 | 印刷及び製本加工を下請事業者に委託している印刷会社は、下請事業者との合意を書面化していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 印刷・同関連業 | シルクスクリーン印刷を委託している印刷会社は、下請事業者の給付を受領しているにもかからず、受入検査の終了が長引いたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 繊維工業 | 衣料品等の製造を下請事業者に委託している製造販売会社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自社の資金を確保することを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 繊維工業 | 衣料品の製造を下請事業者に委託しているアパレル会社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者の請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 映像・音声・文字情報制作業 | 映画のＤＶＤパッケージデザインの制作を下請事業者に委託している映画配給・興行会社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 道路貨物運送業 | スーパーマーケット等への商品の配送業務を下請事業者に委託している運送会社は、自社と荷主との間で作業代金支払に関して問題が発生したことを理由として、下請事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 道路貨物運送業 | 貨物運送を下請事業者に委託している運送会社は、毎月20日締切り、翌月末支払の支払制度によって下請代金を支払うことにより、下請事業者による役務提供を受けた日から60日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 飲食料品小売業 | 食品の製造を下請事業者に委託している食品製造販売会社は、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」、「毎月末日納品締切、翌々月15日支払」又は「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 広告業 | 商品の動画広告の制作業務を下請事業者に再委託している広告会社は、検査に時間を要したことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| その他の事業サービス業 | 結婚式、イベントに関する業務を下請事業者に委託している冠婚葬祭会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、自社の資金繰りが悪化したことを理由に、下請代金の支払を１か月順延することにより、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| その他の事業サービス業 | ビル清掃を下請事業者に委託しているビルメンテナンス会社は、当該ビル清掃が「連続して提供される役務」（注：個々の役務が連続して提供される役務であって、一定の要件を満たすことにより、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱うことができるものをいう。下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第４の２(4)参照。次の事例においても同じ。）に該当しないにもかかわらず、毎月月末締切り、翌々月末支払の支払制度によって下請代金を支払うことにより、下請事業者による役務提供を受けた日から60日を経過して下請代金を支払っていた。 |
| 設備工事業 | 業務用エアコン、換気機器等の修理を継続的に下請事業者に委託している設備工事会社は、日々継続して修理を委託していることをもって、連続して提供される役務に該当すると誤認し、下請代金を毎月月末締切り、翌々月末支払の支払制度によって支払うことにより、下請事業者の給付を受領した日から60日を経過して下請代金を支払っていた。 |

参考２：荷主と物流事業者との取引において問題につながるおそれのある事例

※「荷主と物流事業者との取引に関する調査結果について」（令和４年５月25日）

|  |  |
| --- | --- |
| 食料品製造業 | 荷主は、物流事業者に対し、10時間以上の待機をさせたが、待機料金を支払わなかった。 |
| 道路貨物運送業 | 荷主は、物流事業者に対し、指定した配送先に誤りがあったことを理由に、別の配送先に配送をさせたが、追加費用を支払わなかった。 |
| 家具・装備品製造業 | 荷主は、社内連絡が滞ったことによる事務処理の遅れが原因で、物流事業者への支払が本来の支払月よりも１か月遅れた。 |
| 総合工事業 | 荷主は、自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者への支払を遅らせた。 |
| 非鉄金属製造業 | 荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払額から一律５％減じた金額を支払っていた。 |
| 総合工事業 | 荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払代金に千円単位の端数があった場合、当該端数を切り捨てて支払っていた。 |
| 家具・装備品製造業 | 荷主は、通関手続において発生する関税・消費税を荷主において直接支払わず、物流事業者に対し、立替払をさせた。 |
| 飲食料品卸売業 | 荷主は、物流事業者に対し、「協力金」との名目で、数万円の金銭を提供させた。 |
| 窯業・土石製品製造業 | 荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応じなかった。 |
| 設備工事業 | 荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、最初（40～50年前）に契約した金額を継続して据え置いている。 |

参考３：サプライチェーン・バリューチェーン全体の価格転嫁の構造

